

別表第1(第2条・第3条関係)

事業名	工種	採択基準	補助率
一 調査設計事業		(一) 国の補助を受けて行う調査設計事業の採択基準に合致する範囲のもの。 (二) 非補助土地改良事業助成措置要綱に定める事業に係る調査設計事業で、次の各号の一に該当する事業に係るもの。 ア 非補助土地改良事業助成指導要綱第二の一の(二)のイの区画整備事業及びかんがい排水事業であって、受益面積の一団地がおおむね二十ヘクタール以上のもの。 イ 非補助土地改良事業助成措置要綱第二の一の(二)のイの暗きょ排水事業であって、受益面積の一団地がおおむね二十ヘクタール以上の完全暗きょ ウ 非補助土地改良事業助成措置要綱第二の一の(二)のアの農道事業であって、急傾斜地帯にあつては、おおむね五百メートル以上のもの又は急傾斜以外の地帯にあつては、すい道、橋りょう等特殊な工作物の含まれるおおむね千メートル以上のもの。 (三) 県土地改良事業団体連合会が行う次に掲げる農村総合整備事業の調査設計並びに実施に資する技術の開発普及及び指導に関するもの。(以下「農村総合整備推進事業」という) ア 農村総合整備事業実施要綱に定める事業 イ 集落地域整備事業実施要綱に定める事業 ウ 農業集落排水事業実施要綱に定める事業 エ 中山間地域総合整備事業実施要綱に定める事業 オ 農村活性化住環境整備事業実施要綱に定める事業 カ 農村自然環境整備事業(総合型)実施要綱に定める事業	五十パーセント以内 定額補助にあつては、百パーセント以内
二 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業		農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線の農道の新設若しくは改良又はこれと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備であつて、受益面積がおおむね五十ヘクタール(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に基づき指定された振興山村(以下「振興山村」という。))又は過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という)において行うものにあつては、おおむね三十ヘクタール)以上、車道幅員がおおむね四メートル(振興山村にあつてはおおむね三メートル)以上であり、かつ総事業費二千万円(市町村が振興山村、過疎地域、受益地域内の平均傾斜度が十五度以上の地域(水田地帯を除く。以下「急傾斜畑地帯」という。))又は水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律百十八号)第三条第一項に基づき指定された水源地域(以下「水源地域」という。))以	六十パーセント以内

		外の地域において行うものにあつては、一億円)以上のもの	
三 農村振興総合整備事業	一 農業生産基盤整備事業 (一) ほ場整備事業 (二) 農業用排水施設整備事業 (三) 農道整備事業 (四) 農用地開発事業 (五) 農用地の改良又は保全事業 (六) 農用地管理保全事業 二 農村生活環境整備事業 (一) 農業集落道整備事業 (二) 営農飲雑用水施設整備事業 (三) 農業集落排水施設整備事業 (四) 農業施設等用地整備事業 (五) 集落防災安全施設整備事業 (六) 自然環境・生態系保全施設整備事業 (七) 地域資源利活用施設整備事業 (八) 施設補強整備事業 (九) 住民参加促進環境整備事業 (十) 地域農業活動拠点施設整備事業 (十一) 集落農園整備事業 (十二) 住民基盤施設整備事業 (十三) 施設環境整備事業 (十四) 歴史的土地区画整理施設保全整備事業	次に掲げる要件に該当するもの (一) 農村振興基本計画の枠組みの下、農村振興の目的を明確にし、農村地域の情報化、高齢者福祉、環境等多様なニーズに対応した整備を総合的に行うこと。 (二) 総事業費が二億円以上であること。	七十五パーセント以内
四 田園整備事業	一 田園空間整備事業 (一) ほ場整備事業 (二) 農業用排水施設整備事業 (三) 農道整備事業 (四) 農業集落道整備事業 (五) 集落緑化施設整備事業 (六) 用地整備事業 (七) 集落排水整備事業 (八) 農村公園緑地整備事業 (九) ライフライン収容施設整備事業 (十) 集落水辺環境整備事業 (十一) 住民参加促進環境整備事業 (十二) コミュニティ施設整備事業	次に掲げる要件に該当するもの (一) 田園整備事業計画の枠組みの下、農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、活性化に資する整備を総合的に行うこと。 (二) 総事業費が二億円以上であること。	七十五パーセント以内

	(十三) 景観保全整備事業 (十四) 集落農園整備事業 (十五) 歩行者専用遊歩道整備事業 (十六) 特認施設整備事業 二 田園交流基盤整備事業 (一) 農業集落道整備事業（集落内道路を含む）		
五 農業集落排水事業		農業用排水の水質保全等を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の処理施設を整備する事業であって、受益戸数がおおむね二十戸以上のもの	五十七・五パーセント以内
六 地域用水環境整備事業		次に掲げる要件に該当するもの (一) 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件並びにこれら地域に係る他の地域計画等から、当該事業を実施することが適当と認められること。 (二) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。 (三) 総事業費が五千万円以上であること。	六十パーセント以内
七 中山間地域総合整備事業	一 農業生産基盤整備事業 (一) 農業用排水施設整備事業 (二) 農道整備事業 (三) ほ場整備事業 (四) 農用地開発事業 (五) 農地防災事業 (六) 客土事業 (七) 暗渠排水事業 (八) 農用地の改良又は保全事業 二 農村生活環境基盤整備事業 (一) 農業集落道整備事業 (二) 営農飲雑用水施設整備事業 (三) 農業集落排水施設整備事業 (四) 農業集落防災安全施設整備事業 (五) 用地整備事業 (六) 農村公園施設整備事業 (七) 活性化施設整備事業 (八) 集落環境管理施設整備事業 三 交流基盤整備事業 (一) 交流施設基盤整備事業 (二) 情報基盤施設整備事業 (三) 市民農園等整備事業 (四) 施設間関連道路整備事業	次に掲げる要件に該当するもの (一) 振興山村を含む市町村、過疎地域をその区域とする市町村及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）に規定する特定農山村地域（以下「特定農山村地域」という）を含む市町村又はこれに準ずる市町村であって、農村振興基本計画が定められていること。 (二) 農業生産基盤整備事業を二以上行うこと。 (三) 受益面積（農業生産基盤整備事業のうち二以上の事業の受益面積の合計）が、おおむね二十ヘクタール以上（本事業の実施地域のうち、農業生産基盤整備事業を実施する地域の林野率が五十パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね百分の一以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の五十パーセント以上を占める地域においては十ヘクタール以上）であること。	五十五・五パーセント以内

	四 生態系保全等施設整備事業 五 交換分合事業 六 地域資源循環利用調整推進事業 七 特認事業		
八 ふるさと水と土ふれあい事業	一 計画策定等事業 (一) 計画策定事業 (二) 情報収集・提供事業 (三) 手づくり施設等ふれあい保全事業 (四) 特認事業 二 保全整備事業 (一) 土地改良施設保全事業 (二) 土地改良施設周辺環境整備事業 (三) 農地保全事業 (四) 農地周辺環境整備事業 (五) 歴史的遺産保全事業 (六) ふれあい保全活動促進施設等整備事業 (七) 手作り施設整備事業	次に掲げる要件に該当するもの (一) 振興山村を含む市町村、過疎地域をの区域とする市町村及び特定農山村地域を含む市町村又はこれに準ずる市町村が行うこと。 (二) 受益面積が、六十ヘクタール未満(本事業の実施地域のうち、林野率が七十五パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね二十分の一以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の五十パーセント以上を占める地域においては二十ヘクタール未満)であること。	七十五パーセント以内
九 基盤整備促進事業	一 基幹工種 (一) 農業用排水路 (二) 農道 (三) 暗渠排水 (四) 客土 (五) 区画整理 二 附帯工種 (一) 農用地保全 (二) 農地造成 (三) 土壌改良 (四) 交換分合 (五) 営農飲雑用水 (六) 農業集落道 (七) 防災安全施設 (八) 土地改良利用推進 (九) 特認 三 農業基盤整備促進事業 (一) 定率工種 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道 カ 農用地の保全 (二) 定額工種 ア 田・畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの) イ 田・畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの) ウ 暗渠排水 エ 湧水処理	次に掲げる要件に該当するもの (一) 基幹工種に掲げる事業を行うものであって、その受益面積がおおむね五ヘクタール以上のもの又は基幹工種に掲げる事業のうち二以上を併せて行うものであって、これらの受益面積の合計がおおむね五ヘクタール以上のもの (二) 一と併せて行う附帯工種に掲げる事業ただし、附帯工種の(二)に掲げる事業であって、その受益面積がおおむね五ヘクタール以上のものについては、農地造成に係る計画が定められているものに限る (三) 三は、農業競争力強化農地整備促進事業実施要綱に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの (四) 四は、農地耕作条件改善事業実施要綱に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの (五) 五は、農村地域防災減災事業実施要綱及び農村地域防災減災事業実施要領に基づいて実施する農業水利施設危機管理対策事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの (六) 六は、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの (七) 七は、施設管理者が管理する土地改良施設に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特例措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物が存在する	六十パーセント以内 振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯にあっては、六十五パーセント以内 生産調整関連(農道を除く)にあっては、七十パーセント以内 振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の生産調整関連(農道を除く)にあっては、七十

	オ 末端畑地かんがい施設 カ 客土 キ 除礫 四 農地耕作条件改善事業 五 農村地域防災減災事業 (一) 整備事業 ア 農業水利施設危機管理対策事業 六 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (一) 長寿命化対策 (二) 防災減災対策 ア 自然災害等対策 イ 危機管理対策 ウ ため池防災環境整備 七 土地改良施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策事業 八 水利施設等保全高度化事業	こと。 (ハ) ハは、水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの	五パーセント以内 工種三の(二)、四、五の(一)及び六の定額補助にあっては、百パーセント以内 工種七にあっては、五十パーセント以内
十 農用地等集団化事業	一 農用地等集団化 (一) 交換分合 (二) 換地計画 (三) 集落整備地域換地計画 (四) 経営体育成促進換地等調整	(一)から(四)に掲げる事業のいずれかを行うものであって、その受益面積がおおむね五ヘクタール以上のもの	六十パーセント以内 振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯にあつては、六十五パーセント以内
	二 地形図作成事業	区画整理実施予定地区の地形図作成等を行うものであって、その受益面積がおおむね五ヘクタール以上のもの	
	三 交換分合附帯農道等整備事業 (一) 農業用排水施設 (二) 農道 (三) 暗きよ排水 (四) 客土 (五) ほ場近平	一に掲げる事業と計画上一体をなし、(一)から(五)に掲げる事業のいずれかを行うもの又は二以上を併せて行うものであって、その受益面積がおおむね五ヘクタール以上のもの	
十の二 団体営棚田地域等緊急保全対策事業	一 計画策定事業 二 保全整備等事業 (一) 棚田等緊急整備事業 (二) 獣害等防止施設整備事業 (三) 棚田等保全・利活用条件整備事業 (四) 棚田等周辺整備事業 (五) 集落生活環境整備事業 (六) 保全・利活用体制整備事業 (七) 保全・利活用活動	次に掲げる要件に該当するもの (一) 山腹、丘陵、台地地帯の縁辺、狭あいな谷底地、小扇状地、山ろくの崩壊地等である地域で、自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している主傾斜二十分の一以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の二分の一以上を占めるものを対象としていること。 (二) 市町村が棚田等の保全、利用又は活用を促進するための方針等を策定している地域を対象としていること。 (三) 一地区の総事業費がおおむね六百万円以上であること。	五十五パーセント以内

	促進事業 (ハ) 特認事業		
十一 ため池等 整備事業	一 一般	一 農用地及び農業用施設等の災害を防止するために行う次に掲げる事業であって、二の基準に該当するもの (一) 築造後における自然的又は社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用ため池、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修並びにこれらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修(以下「老朽ため池等整備工事」という) (二) 池、沼又は湖に隣接する農用地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門及びこれらの附帯施設の新設又は改修(以下「湖岸堤防工事」という) (三) 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するため行う土留石垣、擁壁、土砂だめえん堤、水路等の新設又は改修(以下「土砂崩壊防止工事」という) 二 基準 (一) 大規模事業((三)及び(四)に掲げる場合を除く) ア 市町村が行うもの。 (ア) 受益面積がおおむね四百ヘクタール(老朽ため池等整備工事のうちため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね百ヘクタール)以上のもの。 (イ) 総事業費がおおむね五千万円以上のもの。 イ 市町村以外のものが行うもの。 (ア) 受益面積がおおむね二百ヘクタール(老朽ため池等整備工事のうちため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね四十ヘクタール)以上のもの。 (イ) 総事業費がおおむね五千万円以上のもの。 (二) 小規模事業((三)及び(四)に掲げる場合を除く。) ア 受益面積がおおむね二十ヘクタール(老朽ため池等整備工事のうちため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね五ヘクタール(地震関連地域において行われるものにあつては、おおむね二ヘクタール))以上のもの。 イ 総事業費がおおむね二百万円以上のもの。 (三) 中山間地域において行う老朽ため池等整備工事 ア 大規模事業 (ア) 市町村が行うもの。 (1) 受益面積がおおむね二百ヘクタール(ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね七十ヘクタール)以上のもの。 (2) 総事業費がおおむね二千万円以上のもの。 (イ) 市町村以外のものが行うもの。	八十パーセント以内

		(1) 受益面積がおおむね二百ヘクタール(ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね二十ヘクタール)以上のもの。 (2) 総事業費がおおむね三千万円以上のもの。 イ 小規模事業 受益面積がおおむね十ヘクタール(ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものにあつては、おおむね二ヘクタール)以上で、総事業費がおおむね二百万円以上のもの。 (四) 湖岸堤防工事及び土砂崩壊防止工事 ア 市町村が行うもの。 (ア) 受益面積がおおむね二十ヘクタール以上のもの。(土砂崩壊防止工事に係るものを除く) (イ) 総事業費がおおむね二百万円以上のもの。 イ 市町村以外のものが行うもの。 (ア) 大規模事業 (1) 受益面積がおおむね二百ヘクタール以上のもの。(土砂崩壊防止工事に係るものを除く) (2) 総事業費がおおむね五千万円以上のもの。 (イ) 小規模事業 (1) 受益面積がおおむね二十ヘクタール以上のもの。(土砂崩壊防止工事に係るものを除く) (2) 総事業費がおおむね二百万円以上のもの。	
	二 農業用河川工作物応急対策	河川の直轄管理区間及び知事管理区間で河道の整備されている区間に設置された農業用河川工作物のうち河川管理施設等応急対策基準に照らして改善措置を要するものについて、火災を未然に防止するために行う頭首工、水門、樋管、橋りょう等の整備、補強の事業で小規模の基準に該当するもの	九十パーセント以内
	小規模	事業費がおおむね二百万円以上のもの	
地方事務費		事業名欄の二から十一までの事業につき事業主体が行う調査監督に要する経費	五十パーセント以内
十二 土地改良施設突発事故復旧事業		土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)実施要綱及び土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)実施要領に基づいて実施する事業であつて、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの	七十一パーセント以内 振興山村、過疎地域又は特定農山村地域にあつては、七十六パーセント以内
十三 災害復旧事業		一箇所の工事費が四十万円以上	農地五十パーセント以上、施設六十五パーセント以上

			ーセント以上
十四 国営造成施設等管理体制整備促進事業		水利施設管理強化事業実施要綱及び水利施設管理強化事業実施要領に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの	五十パーセント以内 省エネルギー化推進型にあっては、令和6年4月から9月における電力料及び諸油脂費の高騰分の七十パーセントに相当する額
十五 土地改良施設維持管理適正化事業(維持管理適正化)	一 整備補修事業 (一) 一般型 (二) 連携管理保全型 二 防災減災機能等強化事業 三 安全管理施設整備対策事業	次に掲げる要件に該当するもの (一) 全国土地改良事業団体連合会が当該年度の当該事業に要する経費の三分の二以上を造成すること。 (二) 県土地改良事業団体連合会は県からの補助を受けて、県土地改良事業団体連合会に係る経費の三分の二以上を全国土地改良事業団体連合会に拠出すること。	三十パーセント以内
(基幹水利施設技術管理強化特別指導)		次に掲げる要件に該当するもの (一) 河川法、電気事業法等に規定する技術者を構成員とする技術管理部局の体制が整備されている県土地改良事業団体連合会であること。 (二) 国営土地改良事業等で構成され、土地改良区等が管理している基幹水利施設で農林水産省構造改善局長が定める「対象施設の評点の算定方法」に基づいた評点がおおむね七点以上の施設であること。	三十パーセント以内
十六 土地改良区機能強化支援事業		土地改良区機能強化支援事業実施要綱及び土地改良区機能強化支援事業実施要領に基づいて県土地改良事業団体連合会及び土地改良区等が行う事業	百パーセント以内
十七 県単土地改良事業	一 活力ある農業・農村施設整備事業 (一) 特産農産物生産支援整備事業 (二) 鳥獣害防止施設整備事業 (三) 農村地域防災対策促進事業 (四) 都市農村交流促進事業	活力ある農業・農村施設整備事業実施要領に基づいて実施する事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの	五十パーセント以内 (四)にあっては1地区あたりの補助金上限額500万円以内
	二 農地集積基盤整備事業	次に掲げるすべての要件に該当するもの (一) 受益面積二ヘクタール以上(果樹、施設栽培の場合は一ヘクタール以上)であること。 (二) 認定農業者、農地所有適格法人、法人化が確実に見込まれる集落営農組織であり、経営面積二ヘクタール以上(果樹、施設栽培の場合は一ヘクタール以上)である	十二.五パーセント以内

		こと。 (三) 五年以上の賃借権設定済み、又は確実に見込まれること。 (四) 対象地域における「地域計画」が策定されていること。または、策定が見込まれること。 (五) 農業基盤整備計画を作成した地域であること。	
	三 やまなし担い手サポート農地整備事業 (一) 機構借受農地整備事業 (二) 企業的農業経営推進支援モデル事業 (三) 地域計画実現支援事業	やまなし担い手サポート農地整備事業実施要領に基づいて実施する事業主体及び事業であって、当該事業の採択基準に合致する範囲のもの なお、(二)については、事業実施主体が市町村及び農地中間管理機構以外の場合、(三)については、事業実施主体が市町村以外の場合、各種申請及び補助金の交付先は市町村とする	五十パーセント以内 (一)にあっては十アールあたり四十万円以内
十八 被災鳥獣害防除施設復旧支援対策事業		平成30年の台風21、24号により被災した鳥獣害防除施設を復旧する事業であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの (一) 市町村が事業実施主体であること。 (二) 1箇所当たりの施設復旧費用が400千円を超えていること。(1箇所当たりとは農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の定めるところによる) (三) 施設の構造が、「鳥獣害防止施設整備の手引き(平成28年3月山梨県農政部)」に準じていること。 (四) 既存施設の耐用年数の経過年数が10年以下であること。 (五) 被災した施設の復旧に要する工事費であること。(被災施設の撤去費用は除く)	三十パーセント以内
		令和元年の台風19号により被災した鳥獣害防除施設を復旧する事業であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの (一) 市町村が事業実施主体であること。 (二) 1箇所当たりの施設復旧費用が400千円を超えていること。(1箇所当たりとは農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の定めるところによる。) (三) 施設の構造が、「鳥獣害防止施設整備の手引き(平成28年3月山梨県農政部)」に準じていること。 (四) 既存施設の経過年数が耐用年数を超過していないこと。 (五) 被災した施設の復旧に要する工事費であること。	

別表第2(第6条関係)

災害復旧事業に係る 軽微な変更	次に掲げる変更以外の変更 一 年災別事業費相互間の経費の配分の変更 二 事業の施行箇所の変更又は補助事業の事業主体の変更 三 施行箇所ごとの工種(農地については、田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災ため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止 四 施行箇所ごとの工種別の事業量の三十パーセントを超える増減 五 施行箇所ごとの工種別の工事費の三十パーセントを超える増減
県単土地改良事業、 被災鳥獣害防除施設 復旧支援対策事業に 係る軽微な変更	次に掲げる変更以外の変更 一 各費目相互間において、いずれか低い額の二十パーセントを超える増減 二 補助事業の目的の達成に支障をきたす事業計画の変更 三 交付決定額の増
基盤整備促進事業の うち、農業基盤整備 促進事業に係る軽微 な変更	次に掲げる変更以外の変更 一 工種欄に掲げる(一)定率工種に要する経費と(二)定額工種に要する経費の相互間の流用 二 (一)定率工種のうち、アからカに要する経費の相互間の三十パーセントを超える増減 三 事業実施主体の変更
基盤整備促進事業の うち、農地耕作条件 改善事業に係る軽微 な変更	次に掲げる変更以外の変更 一 地区ごとに作成する農地耕作条件改善計画相互間の経費の額の流用 二 補助対象事業者の名称の変更 三 地域内農地集積型事業から高収益作物転換型事業への事業の変更 四 未来型産地形成推進条件整備型における補助対象事業者に係る事業費の二十パーセントを超える増又は国庫補助金等の増 五 未来型産地形成推進条件整備型における補助対象事業者に係る事業費又は国庫補助金等の二十パーセントを超える減
基盤整備促進事業の うち、農業水路等長 寿命化・防災減災事 業に係る軽微な変更	次に掲げる変更以外の変更 一 交付金の額の変更